

第13号議案

芦屋市個人情報保護条例及び芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市個人情報保護条例及び芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例で個人番号を利用する事務を定める場合における特定個人情報の提供等に関する記録に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市個人情報保護条例及び芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加える。

第25条第1項中「第40条第4項」を「第40条第6項第3号」に改める。

第33条を次のように改める。

(保有個人情報の提供先への通知)

第33条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第34条の2第1項第1号中「同法第28条」を「番号法第29条」に、「同法第2条第9項」を「番号法第2条第9項」に改める。

(芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の項担任事務の欄中「第27条第1項」を「第28条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第1条中芦屋市個人情報保護条例第25条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

参 照

芦屋市個人情報保護条例及び芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例で個人番号を利用する事務を定める場合における特定個人情報の提供等に関する記録に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市個人情報保護条例の一部改正（第1条関係）

ア 情報提供等記録の定義を次のとおりとする。（第2条）

改正案	現 行
(ア) 特定個人情報（※1）の提供の求め又は提供があったときに、情報照会者及び情報提供者（以下「情報照会者等」という。）が情報提供ネットワークシステム（※2）に接続された電子計算機（以下「電子計算機」という。）に記録しなければならない次の事項を含む特定個人情報 a 情報照会者等の名称 b 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時 c 特定個人情報の項目等	
(イ) 特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次のいずれかに該当する場合に、情報照会者等が電子計算機に記録しなければならない、次のいずれかに該当する旨を含む特定個人情報 a 不開示情報に該当すると認めるとき。 b 地方公共団体等が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。	
(ウ) 情報提供ネットワークシステムを使用する条例事務関係情報照会者（※3）による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者（※4）による提供に係る(ア)及び(イ)の特定個人情報	

- ※1 特定個人情報とは、個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報をいう。
- ※2 情報提供ネットワークシステムとは、個人番号と関連付けられた個人情報を国、県、市等の機関の間で連携するためのコンピューターネットワークによる情報システムをいう。
- ※3 条例事務関係情報照会者とは、独自利用事務（条例において個人番号を利用することを定めた事務）のうち、国の個人情報保護委員会の要件を満たし承認を受けた事務で、情報提供ネットワークシステムを使用して情報を照会する者をいう。
- ※4 条例事務関係情報提供者とは、条例事務関係情報照会者が独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する者をいう。

イ 情報提供等記録の開示を受けた者による訂正請求により、実施機関が当該情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、次の者にその旨を通知するものとする。（第33条）

改正案	現 行
(ア) 総務大臣	(ア) 総務大臣
(イ) 情報照会者又は情報提供者	(イ) 情報照会者又は情報提供者
(ウ) <u>条例事務関係情報照会者又は 条例事務関係情報提供者</u>	

ウ その他規定の整理

(2) 芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正（第2条関係）

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会の担当事務において引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項に係る規定の整理（第2条）

3 施行期日

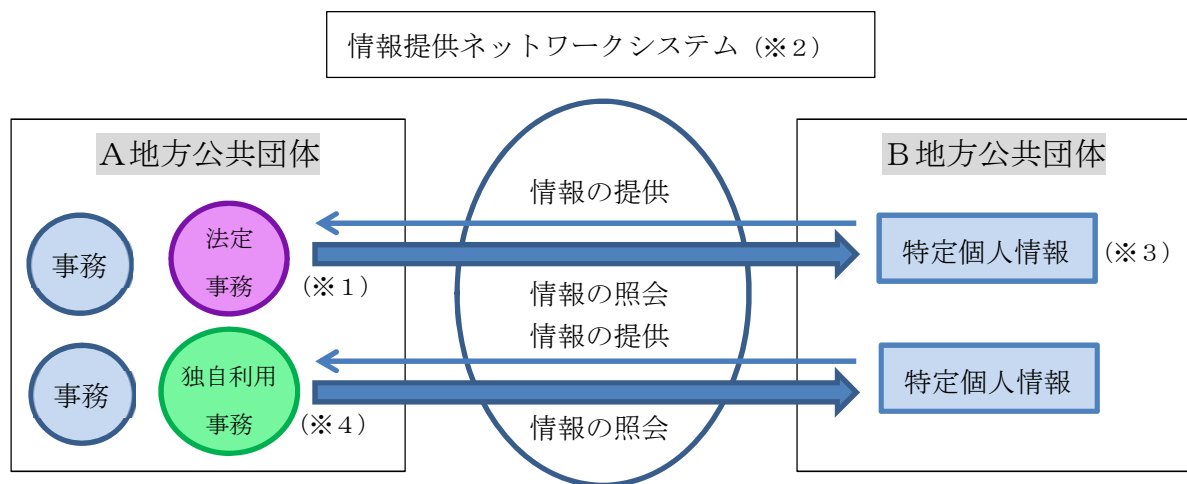
- (1) 2(1)ウの一部の規定 公布の日
- (2) 2(1)ア、イ及びウの一部並びに(2)の規定 平成29年5月30日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）における情報連携について

番号法においては、国民が社会保障等を受ける際に各種証明書等の提出を省略することができるなど国民の利便性を高めることを目的として、福祉、医療その他の社会保障事務、税に関する事務等の個人番号（マイナンバー）を利用する法定事務（※1）が定められており、情報提供ネットワークシステム（※2）を通じて他機関に特定個人情報（※3）の提供を求め、又は提供を行うことが規定されている。

一方で、番号法に規定がない福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務において個人番号を利用する場合は、地方公共団体が条例で独自利用事務（※4）として定めなければならないこととなっている。

法定事務及び独自利用事務は、平成29年5月30日から他機関と情報提供ネットワークシステムを通じて連携することが可能となり、本市においては、現在のところ、独自利用事務を定めていないが、他市の独自利用事務に対しては特定個人情報の提供を行うこととなる。



※1 番号法において個人番号を利用することを定めた事務

※2 個人番号と関連付けられた個人情報を国、県、市等の機関の間で連携するためのコンピュータネットワークによる情報システム

※3 個人番号をその内容に含む個人情報

※4 条例において個人番号を利用することを定めた事務

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律新旧対照表（平成29年5月30日施行）

（下線部分は、改正部分）

改正後	改正前
<p>（利用範囲）</p> <p>第9条 （省略）</p> <p>2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>3～5 （省略）</p> <p>（特定個人情報の提供の制限）</p> <p>第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>(1)～(6) （省略）</p> <p>(7) 別表第2の第1欄に掲げる者（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第3欄に掲げる者（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、</p>	<p>（利用範囲）</p> <p>第9条 （省略）</p> <p>2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>3～5 （省略）</p> <p>（特定個人情報の提供の制限）</p> <p>第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>(1)～(6) （省略）</p> <p>(7) 別表第2の第1欄に掲げる者（法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第3欄に掲げる者（法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、</p>

改正後	改正前
<p>同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。</p> <p><u>(8) 条例事務関係情報照会者（第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第2の第2欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第26条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。</u></p> <p><u>(9)～(15) （省略）</u> （情報提供等の記録）</p> <p>第23条 情報照会者及び情報提供者は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子</p>	<p>同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。</p> <p><u>(8)～(14) （省略）</u> （情報提供等の記録）</p> <p>第23条 情報照会者及び情報提供者は、第19条第7号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があったときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子</p>

改正後	改正前
<p>計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 情報照会者及び情報提供者の名称</p> <p>(2) 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時</p> <p>(3) 特定個人情報の項目</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項</p> <p>2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第31条第1項</u>の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</p> <p>(2) 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。</p> <p>(3) <u>第31条第3項</u>の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</p> <p>(4) <u>第31条第4項</u>の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</p> <p>3 (省略)</p> <p><u>(第19条第8号の規定による特定個人情報の提供)</u></p> <p><u>第26条 第21条(第1項を除く。)</u>から前条までの規定は、<u>第19条第8号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供</u></p>	<p>計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。</p> <p>(1) 情報照会者及び情報提供者の名称</p> <p>(2) 提供の求めの日時及び提供があったときはその日時</p> <p>(3) 特定個人情報の項目</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項</p> <p>2 前項に規定する事項のほか、情報照会者及び情報提供者は、当該特定個人情報の提供の求め又は提供の事実が次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を同項に規定する期間保存しなければならない。</p> <p>(1) <u>第30条第1項</u>の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</p> <p>(2) 条例で定めるところにより地方公共団体又は地方独立行政法人が開示する義務を負わない個人情報に該当すると認めるとき。</p> <p>(3) <u>第30条第3項</u>の規定により読み替えて適用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</p> <p>(4) <u>第30条第4項</u>の規定により読み替えて準用する独立行政法人等個人情報保護法第14条に規定する不開示情報に該当すると認めるとき。</p> <p>3 (省略)</p>

改正後	改正前
<u>の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。(後略)</u> 第28条・第29条 (省略)	第27条・第28条 (省略)

芦屋市個人情報保護条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項<u>(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)</u>の規定により記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(6)～(8) (省略)</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第25条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、<u>第40条第6項第3号</u>及び第41条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報<u>(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)</u>の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(6)～(8) (省略)</p> <p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第25条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、<u>第40条第4項</u>及び第41条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、規則で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第33条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先<u>(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条</u></p>

改正案	現 行
<p>対し、<u>情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）</u>に対し、<u>遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</u></p> <p>（保有特定個人情報の利用停止請求権）</p> <p>第34条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第7条第1項の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第2項の規定に違反して保有されているとき、第14条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は<u>番号法第29条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（<u>番号法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) （省略）</p> <p>2・3 （省略）</p> <p>（審査請求）</p> <p>第40条 （省略）</p> <p>2～5 （省略）</p>	<p>第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>（保有特定個人情報の利用停止請求権）</p> <p>第34条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第7条第1項の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第2項の規定に違反して保有されているとき、第14条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は<u>同法第28条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（<u>同法第2条第9項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) （省略）</p> <p>2・3 （省略）</p> <p>（審査請求）</p> <p>第40条 （省略）</p> <p>2～5 （省略）</p>

改正案	現 行
<p>6 第3項又は第4項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p>	<p>6 第3項又は第4項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p>

芦屋市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案						現 行					
(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。						(設置) 第2条 市に次のとおり附属機関を置く。					
附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期	附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期
市長	(省略)					市長	(省略)				
	芦屋市情報公開・個人情報保護審査会	芦屋市情報公開条例（平成14年号）第16条第3項及び第4項並びに芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）第40条第3項及び第4項の規定による諮問に関する事項について	6人以上	情報公開及び個人情報保護に関して識見を有する者	2年		芦屋市情報公開・個人情報保護審査会	芦屋市情報公開条例（平成14年号）第16条第3項及び第4項並びに芦屋市個人情報保護条例（平成16年芦屋市条例第19号）第40条第3項及び第4項の規定による諮問に関する事項について	6人以上	情報公開及び個人情報保護に関して識見を有する者	2年

改正案					現 行				
		<p>ての調査審議、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第28条第1項</u>に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い並びに情報公開制度及び個人情報保護制度の運用と改善に関する事項について意見を述べること。</p>					<p>ての調査審議、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第27条第1項</u>に規定する評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱い並びに情報公開制度及び個人情報保護制度の運用と改善に関する事項について意見を述べること。</p>		
		(省略)					(省略)		
教育委員会		(省略)			教育委員会		(省略)		